

昭和四十七年六月十六日

一九	市街化区域内農地の固定資産税に関する請願(成田知巳君紹介)(第七八〇号)	四八	特別区の自治権拡充に関する請願(伊藤惣助丸君外二名紹介)(第一二七七号)	七一	同(寺前巖君紹介)(第一九八八号)	九九	同(柳田秀一君紹介)(第三三三七号)
二〇	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(田中榮一君紹介)(第七八一号)	四九	同(山本政弘君紹介)(第一三三二一四号)	七二	同(柳田秀一君紹介)(第一九八八号)	一〇〇	市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(西中清君紹介)(第二二六〇号)
二一	同(西宮弘君紹介)(第七八二二二号)	五〇	同(和田耕作君紹介)(第一三三二四二二二)	七三	同(寺前巖君紹介)(第二〇一八八号)	一〇一	同(西中清君紹介)(第二三一二二二二二)
二二	同(山中吾郎君紹介)(第八一二二二二二)	五一	市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇一四〇一四)	七四	同(柳田秀一君紹介)(第二〇一九九号)	一〇二	地方自治体の超過負担解消に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三二九〇号)
二三	同(麻生良方君紹介)(第八五五五五五)	五二	同(山原健二郎君紹介)(第一四〇二二二二二)	七五	同(寺前巖君紹介)(第二〇五二二二二二)	一〇三	自治体病院に対する財政措置の強化等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二二九一四一)
二四	同(佐々木良作君紹介)(第八五六六六六六)	五三	同(米原昶君紹介)(第一四〇三三三三三)	七六	同(寺前巖君紹介)(第二〇五二二二二二)	一〇四	自動車運転免許関連業者の生活権擁護に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第二三二五八八)
二五	同(山本弥之助君外一名紹介)(第八五七七〇)	五四	地方財政確立に関する請願(林百郎君紹介)(第一四九二二二二二)	七九	同(寺前巖君紹介)(第二二二二三三三三)	一〇五	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(河野洋平君紹介)(第二四五五五五五)
二六	同(山本政弘君紹介)(第八五八八八八八)	五五	市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願外十九件(藤波孝生君紹介)(第一四九三三三三三)	八〇	同(寺前巖君紹介)(第二二二二三三三三)	一〇六	同(ト部政巳君紹介)(第二四九一一一)
二七	同(西田八郎君紹介)(第九二二四四四)	五六	市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(田中恒利君紹介)(第一五五八八八)	八一	同(西中清君紹介)(第二二二七四四四四)	一〇七	同(木部佳昭君紹介)(第二四九二二二二二)
二八	同(八田貞義君紹介)(第九二二五五五)	五七	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(小濱新次君紹介)(第一六五六六六六六)	八二	同(堂森芳夫君紹介)(第二〇五〇五〇五〇)	一〇八	同(谷垣專一君紹介)(第二四九三三三三三)
二九	同(吉田賢一君紹介)(第一〇四四四四四四)	五八	同(山田久就君紹介)(第一六五七七七七七)	八三	同(堂森芳夫君紹介)(第二〇五〇五〇五〇)	一〇九	同外一件(栗山ひで君紹介)(第二四九四四四四四)
三〇	東京都の財政危機解消に関する請願(小林政子君紹介)(第一〇三九九九)	五九	地方財政確立に関する請願(小川平二君紹介)(第一八七〇七〇七〇)	八四	同(栗山ひで君紹介)(第二〇五〇五〇五〇)	一一〇	同(井出一太郎君紹介)(第二五七八八八)
三一	同(古川喜一君紹介)(第一〇四〇〇〇〇)	六〇	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(小川省二君紹介)(第一八七一一一)	八五	同(池田頑治君紹介)(第二二二二二二二二)	一一一	同外一件(古井喜貴君紹介)(第二五七九九九)
三二	同(山本幸一君外一名紹介)(第一〇四一〇〇)	六一	同(大野市郎君紹介)(第一九二六六六六六)	八六	同(山本政弘君紹介)(第二二二二二二二二)	一一二	同(松永光君紹介)(第二五八〇〇〇)
三三	同(山口鶴男君紹介)(第一〇四二二二二二)	六二	同(横路孝弘君紹介)(第一九二六六六六六)	八七	同(和田春生君紹介)(第二二二二二二二二)	一一三	風俗営業等取締法によるモータルの規制に関する請願(山下徳夫君紹介)(第二四五六六六)
三四	同(山本政弘君紹介)(第一〇四三三三三三)	六三	市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(藤田高敏君紹介)(第一八七二二二二二)	八八	自動車運転免許関連業者の生活権擁護に関する請願(大野深君紹介)(第二二二二二二二二)	一一四	同外一件(大坪保雄君紹介)(第二五八一一一)
三五	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第一〇五五五五)	六四	同(藤田高敏君紹介)(第一八九五五五五五)	八九	市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(下平正二君紹介)(第二二二二二二二二)	一一五	特別区の区長公選制実現に関する請願(山本政弘君紹介)(第二五三一一一)
三六	同(福田篤泰君紹介)(第一一〇六六六)	六五	同外一件(田中伊三次君紹介)(第一九二七二七二七)	九〇	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(始関伊平君紹介)(第二二二二二二二二)	一一六	同(盛雄君紹介)(第二五三三三三三三)
三七	東京都の財政危機解消に関する請願(山本政弘君紹介)(第一一〇七七七)	六六	同(寺前巖君紹介)(第一九二八八八八八)	九一	同(武部文君紹介)(第二二二二二二二二)	一一七	ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(細田吉蔵君紹介)(第二六一九九九)
三八	同(松本忠助君紹介)(第一二七八八八八八)	六七	同(藤田高敏君紹介)(第一九二九九九九九)	九二	同(柳田秀一君紹介)(第二二二二二二二二)	一二八	同(八木昇君紹介)(第二六五六六六六六)
三九	地方財政確立に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一一六六六六)	六八	同(柳田秀一君紹介)(第一九三〇〇〇〇〇)	九三	同(島本虎三君紹介)(第二三三三三三三三)		
四〇	同(唐沢俊二君紹介)(第一一六七七七)	六九	同(寺前巖君紹介)(第一九六二二二二二)	九四	同(武部文君紹介)(第二三三三三三三三)		
四一	同(倉石忠雄君紹介)(第一一六八八八八八)	七〇	同(柳田秀一君紹介)(第一九六二二二二二)	九五	同(柳田秀一君紹介)(第二三三三三三三三)		
四二	同(小坂善太郎君紹介)(第一一六九九九九)			九六	同(山下徳夫君紹介)(第二三三三三三三三)		
四三	同(下平正一君紹介)(第一一七〇〇〇〇〇)			九七	同(中谷鉄也君紹介)(第二三五五五五五五五)		
四四	同(中澤茂一君紹介)(第一一七一七一一一)			九八	同(松平忠久君紹介)(第二三五五六六六六六)		
四五	同(原茂君紹介)(第一一七二二二二二)						
四六	同(松平忠久君紹介)(第一一七三三三三三)						
四七	同(向山一人君紹介)(第一一七四四四四四)						

二二一	特別区の区長公選制実現に関する請願 (松本善明君紹介)(第二六二〇号)	二四四	同(小濱新次君紹介)(第三一五五号)	一六九	同(久野忠治君紹介)(第三三三七号)	一九六	同(森喜朗君紹介)(第三六六五号)	二二一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二二	地方公務員等共済組合法改正に関する請願 (堀川正十郎君紹介)(第二六二二二)	二四五	同(山口鶴男君紹介)(第三一五六号)	一七〇	同外二件(小坂善太郎君紹介)(第三三八八号)	一九七	同(森喜朗君紹介)(第三六六五号)	二二二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二三	市街化区域内農地の課税に関する請願 (大西正男君紹介)(第二七〇一〇号)	二四六	同(山口鶴男君紹介)(第三一一〇号)	一七一	同(中島茂喜君紹介)(第三三三九号)	一九八	同(森喜朗君紹介)(第三六六五号)	二二三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二四	同(飯谷忠男君紹介)(第二七〇二二)	二四七	同(山口鶴男君紹介)(第三一一〇号)	一七二	同(長谷川峻君紹介)(第三三七四号)	一九九	同外一件(田邊誠君紹介)(第三九一四四号)	二二四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二五	同(田村良平君紹介)(第二七二五五)	二四八	同外五件(横山利秋君紹介)(第三二四三三)	一七三	同(江崎真澄君紹介)(第三三九〇号)	二〇〇	同(山口鶴男君紹介)(第三九一五五)	二二五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二六	風俗営業等取締法によるモーターの規制 に関する請願外二件(古井喜實君紹介) (第二八一七号)	二四九	地方公務員退職年金のスライド制実施等 に関する請願(八田貞義君外四名紹介) (第三一五四号)	一七四	同(坪川信三君紹介)(第三三九一〇)	二〇一	同(山口鶴男君紹介)(第三九一五五)	二二六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二七	特別区の区長公選制実現に関する請願 (大久保直彦君紹介)(第二八五七号)	二五〇	同(倉成正君紹介)(第三一五八号)	一七五	同(植木庚子郎君紹介)(第三三七二二)	二〇二	風俗営業等取締法によるモーターの規制 に関する請願外一件(小沢辰男君紹介) (第三七二〇号)	二二七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二八	同(和岡耕作君紹介)(第二八五八号)	一五一	同(倉成正君紹介)(第三一五八号)	一七六	同(奥田敬和君紹介)(第三三七三三)	二〇三	同外二件(奥野誠亮君紹介)(第三七二二二)	二二八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二二九	同(大久保直彦君紹介)(第二九〇三三)	一五二	同(中島茂喜君紹介)(第三一五九号)	一七七	同(土井たか子君紹介)(第三三六六六)	二〇四	同外二件(江藤隆美君紹介)(第三三七二二二)	二二九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三〇	同(松本善明君紹介)(第二九〇三三)	一五三	同(細田吉蔵君紹介)(第三一六〇号)	一七八	同(吉田実君紹介)(第三三六六七)	二〇五	同(金子岩三君紹介)(第三三七二三三)	二三〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三一	同(山本政弘君紹介)(第二九〇四四)	一五四	同(石井桂君紹介)(第三二四二二)	一八〇	同(土井たか子君紹介)(第三三六六六)	二〇六	同(古川文吉君紹介)(第三三七二四四)	二三一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三二	同(和岡耕作君紹介)(第二九〇五五)	一五五	特別区の自治権拡充に関する請願(山本 政弘君紹介)(第三二〇九号)	一八一	地方公務員退職年金のスライド制実施等 に関する請願(八田貞義君紹介)(第三四 六五五)	二〇七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三三	風俗営業等取締法によるモーターの規制 に関する請願(大石八治君紹介)(第二八 五九号)	一五六	地方公務員共済組合制度改善等に関する 請願(山口鶴男君紹介)(第三三〇二二)	一八二	特別区の自治権拡充に関する請願(不破 哲三君紹介)(第三五〇三三)	二〇八	同(古川文吉君紹介)(第三三七二五五)	二三三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三四	同(坊秀男君紹介)(第二九一一一)	一五七	同外三件(横山利秋君紹介)(第三三〇三 三)	一八三	地方公務員共済組合制度改善等に関する 請願(上原康助君紹介)(第三五〇四四)	二〇九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三五	地方公務員共済組合制度改善等に関する 請願外二件(桑名義治君紹介)(第二八六 〇号)	一五八	同(山口鶴男君紹介)(第三三五〇号)	一八四	同外八件(岡田利春君紹介)(第三五〇五 五)	二一〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三六	同(山本幸一君紹介)(第二八六一一)	一五九	同(石川次夫君紹介)(第三三八七号)	一八五	同外九件(下平正一君紹介)(第三五〇六 六)	二一一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三七	被疑者留置規則改正に関する請願(田中 武夫君紹介)(第二九二二二)	一六〇	同外四件(山本弥之助君紹介)(第三三八 八号)	一八六	同外十一件(芳賀貢君紹介)(第三五〇七 七)	二一二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三八	同(山口鶴男君紹介)(第三〇〇二二)	一六一	同(華山親義君紹介)(第三四二七号)	一八七	同外十二件(芳賀貢君紹介)(第三五〇七 七)	二一三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二三九	同(坪川信三君紹介)(第二九五九号)	一六二	同(山口鶴男君紹介)(第三四二八号)	一八八	同(林百郎君紹介)(第三五〇八八)	二一四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二三九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四〇	同(羽田孜君紹介)(第二九六〇号)	一六三	同外八件(山本弥之助君紹介)(第三四二 九号)	一八九	同(東中光雄君紹介)(第三五〇九号)	二一五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四一	同(橋本龍太郎君紹介)(第三〇〇三三)	一六四	同(石川次夫君紹介)(第三四六八号)	一九〇	同(松本善明君紹介)(第三五一〇号)	二一六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四二	同(松山千恵子君紹介)(第三〇〇四四)	一六五	同外九件(岡田利春君紹介)(第三四六九 号)	一九一	同(山口鶴男君紹介)(第三五一〇号)	二一七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四三	地方公務員共済組合制度改善等に関する 請願(山口鶴男君紹介)(第三〇八二二)	一六六	同外五件(芳賀貢君紹介)(第三四七〇 号)	一九二	同(石川次夫君紹介)(第三五六一)	二一八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一六七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九三	同(石川次夫君紹介)(第三五六一)	二一九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一六八	風俗営業等取締法によるモーターの規制 に関する請願(秋田大助君紹介)(第三三 四六号)	一九四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一六九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二四九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二四九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	一九九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二二九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一七九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二五九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二五九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二〇九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二三九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一八九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二六九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二六九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二一九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二四九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	一九九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二七九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二七九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二二九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二五九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二〇九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二八九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二八九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二三九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二六九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二一九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
二九九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	二九九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二三	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二四九	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七五	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇〇	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇一	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二四	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五〇	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七六	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇一	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇二	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二五	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五一	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七七	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇二	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇三	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二六	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五二	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七八	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇三	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇四	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二七	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五三	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二七九	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇四	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇五	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二八	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五四	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二八〇	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇五	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇六	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二二九	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五五	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二八一	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇六	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇七	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二三〇	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五六	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二八二	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇七	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇八	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二三一	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五七	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二八三	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇八	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三〇九	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)	二三二	同(山本幸一君紹介)(第三四七一)	二五八	同(原田憲君紹介)(第三六六三三)	二八四	同(森田重次郎君紹介)(第三三七二五五)	三〇九	同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二二)
三一〇	同(山口鶴男君紹介)(第三一二〇号)								

二二〇 地方公務員退職年金のスライド制実施等に関する諸願（丹羽兵助君紹介）（第四一四七号）	二四〇 同（原田憲君紹介）（第四七〇号）	二六三 固定資産税の不均衡是正に関する諸願（河野密君紹介）（第四九二一号）	保留したいと存じますので、御了承願います。 なお、ただいま議決いたしました各諸願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶ者あり ○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
二二二 ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する諸願（樋上新一君紹介）（第四一四八号）	二四二 地方公務員共済組合制度改善等に関する諸願（山口鶴男君紹介）（第四六四七号）	○大野委員長 これより会議を開きます。これより諸願審査に入ります。 諸願日程第一から第二六三までを一括して議題といたします。 まず、審査の方法についておわかりをいたします。	〔報告書は附録に掲載〕 ○大野委員長 今国会におきまして、本委員会に参考のため送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておりますとおり、市街化区域内農地の固定資産税に関する陳情書外六十四件であります。念のため御報告いたします。
二二三 同（鹿野彦吉君紹介）（第四四四一号）	二四三 同（山本幸一君紹介）（第四六四八号）	各諸願の内容については、文書表等ですでに御承知のこととありますし、また、理事会等で慎重に御検討を願いましたので、各諸願について紹介議員の説明等は、この際省略し、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。	○大野委員長 次に、閉会中審査申し出の件についておはかりいたします。 第六十五回国会、華山親義君外六名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案 華山親義君外五名提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案 同じく公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案 同じく地方自治法等の一部を改正する法律案 同じく地方自治に関する件 警察に関する件 及び 消防に関する件 以上の各案件について、閉会中審査の申し出を議長にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶ者あり
二二四 同外一件（辻原弘市君紹介）（第四一五〇号）	二四四 同外一件（山口鶴男君紹介）（第四六七四号）	〔異議なし〕と呼ぶ者あり ○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。	
二二五 同外二件（芳賀貢君紹介）（第四一五一号）	二四六 地方財政の確立強化に関する諸願（赤城宗徳君紹介）（第四六四九号）	入り込み滞在人口増による観光地の超過負担解消に関する諸願（門司亮君紹介）（第四七二二号）	
二二六 同外一件（広瀬秀吉君紹介）（第四一五二号）	二四八 同（山口鶴男君紹介）（第四七二二号）	二四九 同（上村千一郎君紹介）（第四八二七号）	
二二七 同外五件（松平忠久君紹介）（第四一五三号）	二五〇 同外二件（大石八治君紹介）（第四八一八号）	二五一 同外二件（大野市郎君紹介）（第四八一九号）	
二二八 同外一件（山口鶴男君紹介）（第四一五四号）	二五二 同（奥野誠亮君紹介）（第四八二〇号）	二五三 同外一件（小波新次君紹介）（第四八二二号）	
二二九 同外二件（岡田利春君紹介）（第四二九一号）	二五四 同外二件（亀山孝一君紹介）（第四八二三号）	二五五 同外一件（木部佳昭君紹介）（第四八二三号）	
二三〇 同（勝岡田清一君紹介）（第四二九二号）	二五六 同（佐藤文生君紹介）（第四八二四号）	二五七 同（豊永光君紹介）（第四八二五号）	
二三一 同外一件（佐々木更三君紹介）（第四二九三号）	二五八 同外一件（齊藤滋与史君紹介）（第四八二六号）	二五九 同（西村英一君紹介）（第四八二七号）	
二三二 同（八百板正君紹介）（第四二九五号）	二六〇 同外一件（堀川正十郎君紹介）（第四八九〇号）	二六一 ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する諸願（松本善明君紹介）（第四八二六号）	
二三三 同（山口鶴男君紹介）（第四二九六号）	二六二 同（堀川正十郎君紹介）（第四九二〇号）	二六三 同（堀川正十郎君紹介）（第四九二〇号）	
二三四 同外一件（赤松勇君紹介）（第四四四二号）	二六四 同外一件（田邊誠君紹介）（第四四四三号）	二六五 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	
二三五 同外一件（田邊誠君紹介）（第四四四三号）	二六六 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	二六七 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	
二三六 同外一件（田邊誠君紹介）（第四四四三号）	二六八 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	二六九 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	
二三七 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	二七〇 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	二七一 同外二件（松平忠久君紹介）（第四四四四号）	
二三八 特別区の自治権拡充に関する諸願（和田耕作君紹介）（第四五八六号）	二七二 風俗営業等取締法によるモーターの規制に関する諸願（小金義照君紹介）（第四六四六号）	二七三 同（堀川正十郎君紹介）（第四九二〇号）	
二三九 風俗営業等取締法によるモーターの規制に関する諸願（小金義照君紹介）（第四六四六号）	二七四 同（堀川正十郎君紹介）（第四九二〇号）	二七五 同（堀川正十郎君紹介）（第四九二〇号）	

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、閉会中審査案件が付託になりました場合に、本会期中設置いたしました地方税に関する小委員会、消防に関する小委員会及び地方公営企業等に関する小委員会の各小委員会につきましましては、閉会中もおかれを存置し、調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、各小委員会の小委員及び小委員長は従前どおりとし、委員の異動に伴う小委員及び小委員長の補欠選任、並びに辞任の許可及びその補欠選任につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、各小委員会において、調査のため参考人の出席を求めて意見を聴取する必要がある場合は、その期日、参考人の人選等につきましましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、閉会中の委員派遣の件についてはおはかりいたします。

閉会中審査にあたり、現地調査の必要が生じた場合には、派遣委員の選定、派遣地、派遣期間等につきましましては、委員長に御一任願いたい、議長承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大野委員長 参議院から送付されました消防法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 時間がございませぬので、簡潔に、二、三お尋ねしたいと思ひます。

第一点は、五月十三日の千日前のビル火災についてでございますが、私も大野団長のもとに現地を視察いたしました一人であります。調査の結果は、ある程度法令に違反しないような施設もしているというところであり、また、消防の出動あるいは消防活動等も適切に行なわれておるといふことは認められるわけですが、その火災の発生現場の三階、その前後の二階、四階が全焼した。ただ、周囲の七階については火災になっていないわけなんです。そして、あれだけのビルにありました人間は、七階の約二百名足らずで、しかも、そのうち百十八名が犠牲者になるという、ちょっと想像のつかないような火災であるわけであります。私の見たところによりまして、これは皆さん同じ意見でございまして、施設は整備しておる。いろいろの計画もできておる。しかし、実際そういう火災に臨んだ場合の防火管理体制といふものが全然欠如しておって、全くの人災によって多くの人命を失うという結果になっておるわけなんです。このことはあきう事態になって初めてわかったわけですが、ビルなり、あるいは地下街においては今後同じような懸念があるのではないかと私は憂へるわけですが、これらにつきましまして、十分徹底した指導といふか、体制を今後つくり上げなければならぬと思つております。

そこで、消防庁長官も、あるいは建設省も、都道府県知事に対して、この火災に関連しての指導、調査を行なうような通達も直ちに出席されておられますし、あるいは、新聞の報道によりまして、消防審議会を開催いたしましたして、今後どういふ対策を講ずべきか、あるいは法律改正等も必要

になってくるのではないかと検討も行なわれたようであります。

第一点の調査については通達ですが、これは、火災が始まった場合はいつも通達を出されるわけですが、今度はひとつ徹底的に調査の完ぺきを期していただきたい。そして、現実に即したような消防体制を各市町村でとらせなければいかぬと思つております。したがって、十分報告も徴されまして、いろいろ今後考えなければならぬことにございまして、それらを取りまとめられ、早い機会に法律改正の必要があるかどうか検討を進めていただきますと同時に、法律改正を待たずに、消防審議会等の答申等に関連して直ちに

とれる対策等もあらうかと思つております。このとれる対策等についてどういふふうな措置をおとりになるのか。長官からお聞かせ願いたいと思つております。

○降矢政府委員 消防審議会に六月二日に検討事項を諮問いたしました。御意見を承ることにいたしました。一つは、防火管理者の管理の強化、徹底といふことでもあります。現在、防火管理者といふものを、いわゆる会社であれば、その社長が任命をして、それをして防火管理者に当たらせるという仕組みにしておりますが、やはり、その責任を持つ管理権限者が防火管理者に対してどういふことをさせるかといふこと、それと同時に、それに必要な資機材の整備、こういふことについての責任をはっきりするといふことが必要でござい

ます。こういふ点につきましましては、いまの政令ないし規則で当然改正ができましたので、私としては、いまお話ししたとおり、現地、特に大きな都市を中心とした調査をして、これを意見として出していただくようにお願いをしてありますので、その見解をまとめまして、そういう点を中心にひとつさそく改正をいたしたいと考えております。

それから、消防計画につきましても、何を中心

に計画をつくるかという点が、現在の規定では、すべての施設を通じておこなう必要のあることをす

べて書いてありますが、やはり危険物施設、それから不特定多数の人が集まるような施設における消防計画の重点の置きどころといふものをもつとはつきりしなければならぬ。たとへば千日前のビルのような不特定多数の人が集まるところでは、避難誘導といふものを中心とした、実際に即した、その具体の場所即した消防計画の作成といふことをぜひ義務づけなければならぬと考えておるのでござい

ます。こういふ点も、政令規則で、私たちのほうでできることでありますので、至急この点は検討をして実行に移したいと思つておるところでござい

ます。それから、施設の関係でございますが、四十四年の改正のときに、誘導灯、漏電警報機等あるいは非常警報設備等についての義務づけをいたしまして、週及適用いたしました。ただ、自動火災報知設備とスプリンクラー設備につきましては、これを原則として週及適用しない。ただし、自動火災報知設備につきましましては、ホテル、旅館、病院、文化財施設といふものについては週及適用をいたしました。しかし、今回のような事例にかんがみまして、不特定多数の人が集まるところにつきましましては、やはり、こういふものについての週及適用を考えていきたい。これは政令でできることでござい

ます。それから、複合用途ビル、つまり雑居ビルといふものについては、現在の消防のたてまは、雑居ビルにおいてデパートあるいは食堂、劇場といふような施設がありましたが、その施設ごとにもものを考えるという考え方でござい

ます。けれども、やはり、これは、全体の施設を一体として、避難誘導あるいは早期発見、早期通報といふようなことを考えなきゃならぬ。この点について政令の改正でできることでござい

ます。ぜひ実行したいと私たちは考えております。

それから、建築基準法関係につきましましては、建設省関係におきましても委員会を設置されまして、私たちのほうもこれに参加をいたしております。

五

すので、こういう方面における結論を待つて、私
たちとしても、できるものはやるという考え方を
とって建築基準法の関係の改正に当たりたいと考
えております。

○山本(務)委員 昭和四十三年の消防法の改正に
おきまして、防火規制につきましては、従来施
設をしておいた物品については適用しないとい
うことになっていたので、今回の改正によりまし
て、来年の七月一日からは規制を適用するとい
う前進した改正が行なわれておるわけであり
ますが、きょうは建設省に來てもらつておりま
せんけれども、いま、消防庁関係におきましては、
政令の改正で直ちに実行する、それから、建築基
準法の関係は建設省と十分協議をするということ
でございますが、この点も、従来既存の建物につ
きましては規制をいたしておりません問題につ
きまして、早急に協議を進められて法律改正に着
手されると同時に、また、改正までに、できるだ
け自主的にそういう施設を整備するように指導を
願いたいと思つております。

なお、この機会に、ちょっと私が疑問に考えて
おりますことをお聞きしますが、これは現地の千
日ビルに行きましたときに煙の問題は非常に危
険であつて、五分ぐらいで意識を失ひ、そして死
亡するというふうに聞いたわけですが、そうなり
ますと、いろいろなケースがあらうかと思うので
ありますが、焼死というのは、従来は焼死とい
うのが概念だったわけですが、ところが、炎が見
えないのでまだ安全だと思つているときに人命が失
われるという危険性があるわけですが、そうなり
ますと、いろいろな情勢判断をして、炎の来る前に
避難誘導を指導しなければならぬということにな
るのです。そして、一つは、防火といふよりも、防
煙のほうは規制といふことが、それが可能である
のかどうかといふことと、指導につきましても、
これからの避難誘導を始めるのに非常にむずか
しい指導が必要ではなからうかと私は思うので
すが、その辺についてどういふふうな見解をお持ち
でございますでしょうか。

○降矢政府委員 いわゆる建材の問題につきまし
ては、建設省、通産省のほうにおきまして、不燃
材料、準不燃材料、難燃材料という三つの区分に
して、いわゆる煙の発生量等をはかつてその区分
をしておるわけでございます。同時に、建築基準
法におきましては、特定の建物に、廊下とか、あ
るいは大きい建物の居室まで不燃材料ないしは準
不燃材料で内装しなければならぬというふうな規
定もあるわけでございます。こちらのほうは、ある
程度燃えないといふことが、あるいは燃えにくい
というふうな建材の開発が進んでおりますが、今
度の千日ビルデパート火災におきましては、御承
知のとおり、三階にありまして繊維類が燃え、そ
れが煙になつて七階に上がったわけですが、その
繊維類を燃えないようなものにするとい
うことにつきましては、私たちが承つているところ
では、まだ研究としては不十分であるように承
知しております。この点は、通産省関係のほうに
おいても、今後の検討課題としては十分に認識さ
れておるようでありまして、いまだ段階で
はこれはまだ不十分である。こういうことでござ
います。

○山本(務)委員 そういたしますと、火災が発生
した場合に、そういった有毒ガスを出すような商
品を陳列しておる店舗等の火災においては、比較
的早過ぎる時期に避難誘導を指導しなければい
かぬということでございます。この辺は、消防研
究所あたりでも十分研究してもらいたい、いつ
その避難誘導をするかという問題に関連してく
ると思つております。今後の火災は、そういった状況判
断によりまして、少し早過ぎるくらいは避難誘導
をしないと、焼死者といふよりも、そういったガ
ス死傷者、犠牲者をいたすに出不せんじやないか
と思つておりますが、その点はいかがでございます
うか。

○降矢政府委員 御指摘のように、現在の火災の
場合、煙が人命の死傷に一番影響を与えておりま
す。したがつて、火災の早期発見といふことは、
煙がのぼつたときに発見され、それが同時に通報

され、皆さんに火事だといふことが知らされ、同
時にそれが避難に結びつくといふことが大切でござ
います。消防のほうにいたしまして、自動
火災報知機につきましては、熱よりも、煙によつ
て感知する設備、それが非常口に連動する、ある
いは警報設備に連動するといふような、全体とし
てシステム化されたものを要求しなければなら
ぬのでございまして、この点は、消防研究所を中
心に、業界方面におきましても一緒に進めて、シ
ステム化した早期発見、早期通報、早期避難とい
うものの開発が進められてまいりました。ただ、
ちよつと、さつぱらに申し上げますと、煙感知
器につきましてはもう少し研究を要するのでござ
います。それは、誤報の問題をもう少ししないよう
にしなければならぬ点が多少ございすけれども、
考え方として、また、基準としては、いま言つたシ
ステム化したものとして施設に設置させる、また
できるよつになつた、こういうことでございま
して、どうしてもこういうかっこうで、煙対策とし
ての、早く逃げるという問題を解決しなければなら
ぬと考へております。

○山本(務)委員 先ほどちよつと確認するのを忘
れましたが、建築基準法で、今回の事例にかんが
みまして、排煙設備といふようなものは、既存建
物にも適及するといふ改正が行なわれることをお
そらく考へておられましようね。

○降矢政府委員 これは、現在、建築基準法は、
御指摘のとおり、既存建物には適用しないとい
つたことでありまして、いまの問題は、今後の法
律改正をまたなければならぬが、この前もこ
の委員会が御質問があり、答弁がございましたよ
うに、法十條によつて検査をいたしまして、これ
があふないといふものにつきましては、既存のも
のにあつても、いまの建築基準法上要求されてい
る防災施設的なものは準備せよといふ命令を出す
といふことを言つておりますので、具体的問題と
してはいま調査しておりますので、それに従つ
て措置されるもの、こう考へております。

○山本(務)委員 次に、消防力の充実の問題でこ

ざいます。長官から、四十七年から五十年計画
でこれが整備について力を入れてまいりたいとい
う御答弁がありましたので、消防の常備化も含め
まして一その御努力をお願いしたいと思います。

なお、たしかこれは門司委員との間のやりとり
もございましたが、今日、消防の充実につきまし
ては、その第一線業務をいたしております市町村
におきましても、このことは、平衡交付税との関
連におきましては財源付与でありますので、一応
の財政需要額の算定基準に使用しておるにすぎない
ことは私もよく承知しておるわけですが、
現実には、その財政需要額で、消防についての算定
基準よりも、実際の市町村は、予算の計上額も決
算もそれ以下になつておることは私もよく認めて
おるわけなんです。このことは、地方公共
団体の財源全般が窮乏しておるので、最も地域住
民に必要とする行政需要に予算を組むといふ考え
方になつておるものから、ことに保育所等の
問題等もやらざるを得ない。そうすると、一般
財源の持ち出しが多くなるといふためにそういう
結果になつておると思つております。消防は何か火
災の予防をしておれば、そう急いで施設の充実を
しなくてもいいんだという気持ちが市町村の底に
あることも事実であります。しかし、今日、消防
の重要性からいろいろ考へますと、市町村も力を
入れなければならぬことは当然なわけでありま
す。そこで、どうすればいいかといふ問題です
が、これもすでに本委員会でも議論になつており
ますけれども、いろいろな消防機材の補助金です
ね。これなども、三分の一とかあるいは二分の一
というふうな補助金は、ある意味においては、実
際の経費に近づけるという御努力はしていただい
ていると思つております。しかし、今後も、消
防団の要求等で、消防演習用の自動車、余分な
ものをつけるといふことを鑑つて――私の経験し
たところによりまして、このほうが多少便利だ
けれども、いろいろ余分に金をかけるという点も
あると思ひます。そういうものはともかくとし
て、市ばかりでなく、町村におきましても、これ

からはしる車なり化学消防車等も必要になってく
ると思ふのであります。そうすると、財政支出に
おいてできるだけ負担を感じないように、現実に
実際にかつた経費の三分の一なら三分の一、二分
の一なら二分の一の補助金を出すということを一
そう御努力願ひたいと思ひます。そして、起債の
充当額も、補助金の残額ということではなく、も
し結果として五分の一の補助金になった場合に
は、残りの必要経費はほとんど起債で充當できる
んだ、市町村は思ひ切つて消防機材を購入できる
んだという、起債の充当率も高めていただくとい
うようなことによつて、今後の必要性の御指導と
相まつて、消防施設の充實というのを御指導願
ひなればいかぬと思ふのであります。この点に
つきまして大臣からちよつと御意向を承りたい
と思ひます。

○渡海国務大臣 消防力の充實、特に、いま、地
方都市におきましても高層化してきますため
に、いままでのような消防設備でなくして、はし
ご車その他の機材の充實が必要であらうと思ひま
す。このために、ことは、さういったものに対
します補助金を、わずかでございすけれども
アップすることに努力いたしまして、近く実現を
見ます。しかし、実情は、いま山本委員が御指摘
のとおりでございすので、起債の充當率その他
によりましてぜひとも期さなければならぬとい
うので、目標を定めて五カ年計画に入つておるよ
うな次第でございす。今後とも御支援を賜わ
りたい、かように存する次第でございす。

なお、この際、いま長官からも答へましたけれ
ども、あの千日前の火災について申し上げま
す、私も参りまして感じたのでございす、法
律でいかにきめましても、実際これを運営する者
が、法律さえのがれればいんだという姿があ
る現場にあらわれておつたのではないかと私は痛感
したのでございす。旅館等におきましては、た
び重なる災害で、従業員に至るまで防火に對する
心がまえが一応できつつあるが、しかしながら、
キャバレーとか、さういふところでその精神が

欠けておつたところ、今回の原因があつた
のではないかとと思ひます。その意味におきま
して、幸い各市の消防長会議もございすので、
私、委員会中もございす、抜け出し
て、とにかく予防消防ということが重点を置いて
いただくように特別にお願いしたのでございす。
東京のキャバレー等も私見て回りましたが、りつ
然たる感じを覚えたような次第でございす。今
後はさういふ業者の協力を得まして、ほ
んとこの意味の誘導訓練が徹底されるように、練
り返しての努力が行政指導の上に必要じゃないか
と思ひます。各市の消防長あたりを督促いたしま
して、さういふ姿に持つていかなければいけな
いといふようなことを痛感した次第でござい
す。

なお、二番目の煙の問題でございす、私も
参りましたときに、病院に参りまして、一酸化炭
素の窒息死だけでなくして、有毒な煙のための死
といふことも考えられぬかといふことをお聞きし
ましたら、判然たるものは出ていないけれども、
さういったものも考えられるといふことでござい
ましたので、特に、患者を収容しておられます医
師の方々にその研究をお願いしておいたのでござ
いす。まだ結果はいただいておりませんが、大
阪の消防長にも通じまして、その後の状態もなが
めたいと思ひます。

なお、歸りまして、繊維の化繊類等の有毒性を
通産省においても調べていただいたということ
で、煙の問題は、いま言われましてビルの排煙施
設、それから有毒性のものに対する規制、もう一
つは煙に対する避難訓練、この三つに分かれて実
施しなければならぬ問題じゃないかと思ひます
が、通産省、それから建設省の建築研究所、並び
に消防研究所におきまして、いまの煙の問題を、
三点を中心としていたしまして、いま鋭意検討をし、
最善の策を講ずるよう指導いたしておるものが今
日の状態でございす。あわせてお答えさせてい
たさきま。

○山本(弥)委員 最後に、今回の改正によりまし

て、消防団員等の福祉施設の充實がはかられるこ
とになりましたことは、おそまきではございす
が、団員の士氣を鼓舞する点におきまして非常に
適切な改正だと私も思つておるわけでありま
す。しかし、さういふ福祉施設が消防団員にで
きるだけ広く活用されるという意味におきまし
て——今日、東北地方でもさうでありまして、出
かき者が多くなつておるわけでありまして、過疎
地帯は消防団員の確保が困難になつておるわけ
であります。さうなると、勢い婦人消防団といふ
りなものができてくる。あるいは相当年齢の人
が残りおるということになる。さういふ場合に、
経費はあまり変わらぬと私は思ふのでありま
すが、できるだけ正規の消防団員ということにし
て、また、婦人消防団も正規の消防団員とする。
さうして、その前には、いろいろな災害の際の補
金等の恩恵も、消防協力者としてではなくて、団
員として当然の権利として受けられるといふこと
にする。さういふことが適切ではないかと私は思
ふのであります。さういふ婦人消防団を正規
の団員にするといふふうな御指導を願ひたいと私
は思つておるのですが、いかがなものでし
ょうか。

○降矢政府委員 過疎地帯におきましては、いま
御指摘のような事情がございまして、一部におき
ましては、お話しがありましたように、正規の消
防団員として任命をして、冬季出かせぎによつて
男子の消防団員がいなくなつておる例が
実際にございす。しかし、全体は必ずしもさう
いふことになつておりません。これはやはり
財源といふものを考えて、さういふ方向で守つて
いくと同時に——部落単位に、動力消防ポンプ及
び防火水槽の設置を、主として過疎地帯を中心
に三分の二の補助を出しまして、これを急がせてお
るのでございす。さういふことの中で、いま
御指摘のようなことにつきましては、私たちも
財源を考えながら努力してまいらる考でございま
す。

○大野委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 簡単に質問して、また問題提起だけ
しておきたいと思ひます。

最初にお尋ねしたいのは、昨年も私はこの委員
会で、いわゆる消防のために犠牲になつた方の賞
じつ金の問題で、お尋ねしたのでありますが、北九州市
の小倉で、消防署からサイレンを鳴らして出発し
て、火災の現場に届く過程において車がひっくり
返つて、そのためになくなつた人がある。ところが、
現場についておらぬで、現場で消火活動をやつ
ておらないので賞じつ金ももらえないといふ
ので、これはおかしいんじゃないか、消防署から
出てサイレンを鳴らしたならもう火災現場と同じな
んで、これは賞じつ金をやるべきであると言つ
たところ、これに對して長官より、前向きでひと
つ大蔵省と折衝いたしますといふ御答弁をいた
しておつたのでありますけれども、それはどう
なつたのか。いかがでしよう。

○降矢政府委員 この点は、大蔵省といふ折衝し
ておるところでございす、問題は、ほかの関
連がありまして、たとえば警察官が犯人を追跡し
ている場合の状況等の取り扱いがございまして、
これがやや区々でございす。私たちが、いま先
生のおっしゃる通りに、現場活動をやるために早
期に出動をするといふのは全体と一つであるとい
うことで、この点については、かなり何回か、も
う三回くらい事務的な折衝をしております。それ
で、結論としては、私たちは警察その他も一緒に
なつて、同じような事情がございすので、同じ
ような取り扱いをするように話をして、一体と
なつて努力をして、何としてもぜひ実現いたした
いといふことでありますので、いま三回くらい折
衝しましたが、もう少し折衝しなければならぬ。
つまり、警察やその他も一緒になつてこの問題を
解決する。さういふことでいま努力をしてる最
中でございす。

○細谷委員 大臣、警察官とか消防とか、あらか
じめ危険を予想して命をかけて活動する者がかり
に犠牲になつた場合には、それに対する特別な考

慮をするという法律も今度できたわけでありすが、警察官が強盗を追うとか何とかいうのも危険でありまして、しかし、消防の場合は、五分ぐらいに届かなければ意味がないわけでありまして、現場に着くのが着くまいが、サイレンを鳴らしておれば、それはもう現場に着いたと同じなんです。サイレンを鳴らしておれば現場と同じだと思ふのです。なおほかの例を引き合ひにして大蔵省は決つておるようでありすが、とにかく、消防署を出て、サイレンを鳴らして行つたら、それはもう現場で消火活動をやつたと同じような取り扱ひをするように、私はこの問題を去年申し上げたが、いまだに片づいておらぬわけですから、そういう点で、大臣においても、ひとつ格段の御配慮をいただきたいと思ひます。

それから、先ほどちよつと話があつたわけでありすが、先だつての新聞にも出ていましたが、千日デパートの場合に救助袋があつたわけですね。あつたけれども、長さが短くて、あれをおりたら、そのまま落下するのと同じような状態で死んじやう。しかも、その袋はネズミに食われておつて、人間がこぼれるようになつておつて、取りつてから二十年間そのままほつたらかしたつたということが新聞で報ぜられておりました。そこで私は関連して何うのですが、消防設備士という制度が設けられてゐるわけでありすが、甲種が十万人ばかり、乙種は八万六千人ばかり合格しておるようであります。私は、この消防設備士というものが活用されておらないのじやないかと思ふ。端的に言いますと、消防設備士の役割りというものが十分に果たされておらない。法律では消防設備士の独占的に行なう仕事というのは規定されておるわけでも、消防設備士が定期検査をやる——一つの会社の会計をやる場合には専門の会計士に見てもらわなければいかぬのと同じように、一年に一ぺんぐらい消防設備を定期検査してもらわなければいけないということにして、設備士にその定期検査をやらせるといふことが重要ではないか。

もう一つは、設備士の制度が設けられるときに、これは建築基準法でありすが、大事なことなことが抜けたのではないか。この建物にはどのくらい消防設備をしなければならぬのか、スプリンクラーはどうなのか、あるいはいろいろな袋があるわけですから、その袋はどのようなかというようなことについて、また、ビルディングに即応するよう消防設備に対する消防設備士の設計に対する関与というようにすることについて、それを必ず設備士がやるようにしなければ意味がないのじやないか。もともと消防設備士ができることに、東京都の条例では、ビルディングの消防設備については、設計、工事監督、それから維持補修という役割りを消防設備士が持つておつたわけでありすが、それでは、建築基準法との関係で、それらは一切建築士にまかせるといふことになりまして、設備士が入りませんために、設計されたものをそのままのみにして、どういふふうにできるか見て、あとは維持補修と管理をしていくというだけなんです。そういう法律ができなもので、東京の条例の設計の部分が無効になつたわけなんです。それで、設計を落としたところから今日問題があるのじやないかと思ふのです。ですから、ビルディングを建てる場合の消防設備がどういふものであるべきかということについては、消防設備士がタッチできるような、また、定期検査については消防設備士がタッチしなければならぬような、そういう措置を講ずべきではないかと私は思ふのでありますが、この点いかがでしょう。

○降矢政府委員 第一点の定期検査でございますが、これは、確かに、現在の規則におきましては、検査を自分でするようになつておるわけでありすが、それは独占業務という制度を設けた以上、いま御指摘のように、消防設備士あるいはそういう人のつくつておる団体というものを、使つて、年少なくとも一回は定期の検査をして、それを消防署に報告させるといふようなことは当然やらなければいかぬと思つておりますし、そこは規則の改正で今後やりたいと思つておる点でございます。

それから、第二点の設計の問題につきまして、いろいろいま御指摘のような問題が當時あつたやうでございます。この建築設計のほかに、消防用施設をつくる場合には、工事着手十日前に消防署に設計上の圖書を出すということには相なつておりますが、そのころは、具体的問題として、建築事務所を通して出てくるケースが非常に多うございまして、その建築事務所の中に、建築士のほかにアシスタントとして多くの人間を使つておりますが、その中に消防設備士という方が入つて、そういう者の関与のもとにやらせるといふことが法の趣旨にも当然かなうわけでございます。その辺はもう少し具体的問題として建設省当局とも話を詰めて、いま御指摘のような方向で、設計あるいは圖書の作成、仕様書というふうなものについての関与の方向を明らかにしていきたいと思つております。

○細谷委員 これはひとつぜひやっていただかなければならぬ。そこで、大臣にお尋ねしたいのですけれども、六月十二日の日本経済新聞に「人の生命を守る消防行政の展開」と題して社説が出ております。いま山本委員から質問がありましたけれども、三十六年にできました消防力の基準——今日では、もはや、火を消すということよりも、いかに人命を救助するかというところに消防の重点が變つてきたわけですから、消防力の基準も重要でありますけれども、同時に、人命を助けるための救出力の基準というものを設けるべきではないかというところが論じられております。それで、消防行政の近代化の道は、火災防御だけでなく、各種の災害を含めて、人々の安全を守り、無事に救出することを目的として、とはつきり掲げておく必要がある。こういうことだと思ふのです。そこで、今度の法律改正は、前向きなものもありますけれども、千日デパート等の問題を踏まえていくと、

まだ法律を改正しなければならぬ点があると思ふのでありますが、いまのような、今日の消防の任務に対応するようには、消防法なり、消防力の基準なり——ただしがあればいいということではございません。こういうことについての法律を見直して、ただ火を消すということだけでない改正を行なうべきではないかと思ふのです。こういう問題に関連してさつきも話がありましたけれども、過密都市におけるビルディングをぶつこわしているのですから、そのぶつこわすビルディングを舞台にして実地の大規模な実験くらいはひとつおやりになつたらどうか。たとえば、窓ガラスをあけた場合に、下から煙が来たら、酸欠の濃度は一体どう変化するか、煙は一体どう来るのかというふうな大々的な実験もして、基礎資料を固める必要があるのじやないかと思ふのであります。いかがでしょう。

○渡海国務大臣 私、日経のその社説を読んでおりませんが、何となく申し上げられませんが、私自身も痛感いたしました。いま細谷委員が言われましたようなことを全国の都市の消防長会議のときに要望しておいたわけでございます。なお、いま細谷委員が言われました法改正につきましては、実は、今回の改正が千日前のビル火災の以前に出されたものでございまして、そういう観点からながめられましたならば、いま細谷委員の言われたとおりのものであらうと思ひます。消防審議会におきまして、そういうふうな意味から、改正すべき点をこの間御検討願ひ、さしあたりの分を答申いただきまして、実行に移したという姿でございます。なお、建設省関係と共同の調査をいま委員会を設けてやつておるような次第でございます。そういう意味から言ひまして、各省がある程度の検討をされましたら、総理府におきまして、消防庁が中心になりまして、これに対する総合的な対策を立てる会議を中央防災会議でやつていただくやうにいま計画しておるような次第でございます。その意味におきまして、一応新しい観点から消防

なお、賞じゆつ金の件、先ほど御要望がございまして、私もおっしゃることは当然だと思ひますので、今後とも努力さしていただきたいと思ひます。

○綱谷委員 最後に、ことしの四月十五日に、自治省告示第百六号で、四十八年の四月一日から効力の発効するいわゆる消防本部、署の義務設置の告示がなされたわけです。それによりますと、素年の四月一日までには四百八十九の町村が新しく常設消防を持つことになるわけですが、そういたしますと、政令で指定されたものが全市町村の約五八％くらいになるようであります。人口にいたしまして、大体八八％くらいを占めるといふふうに言われております。一消防組合の平均といふのが五・一三町村に当たるようになるそうであります。この常設化の市町村の消防組合は構成組合であります。この常設化の市町村の消防組合は構成組合であります。これについて私が質問いたしたいことは、ことしの四月一日から発足することになりました福岡県那珂郡の浮羽郡、三井郡、三瀬郡の三郡であります。三郡についての消防の一部事務組合の問題であります。

これは御承知のように、久留米広域市町村圏といつて、人口四十五万ぐらいの久留米を中心としたしまして、三瀬郡というのは、三町が久留米の南のほうにあるわけです。それから、三井郡といふのは久留米の北のほうにあるわけです。久留米をはさみますから、その南のほうの一部事務組合の加入の一番端から——端からというところ、南部にある郡の三瀬郡の北端から、それから北のほうにある三井郡、浮羽郡の南端に到達するには自動車で四十分ぐらいかかるわけです。ところが、この三つの郡——最近小郡市といふのができましたから、三井郡というのは一市二町であります。それを一つの消防組合にして、しかも久留米市が委託を受けてやるということです。

す。はたのほうの広域市町村圏は、あんなこととで
消防なんかでできっこないじゃないか、消防が行く
ころにはもう済んでしまいうじゃないかと言ってい
るわけでありませう。ですから、実態に合う事務組
合、たとえば三井郡なら一市二町、浮羽郡ならば三
町、あるいはこれの一市五町が一緒になってつづ
くるのならわかるのですけれども、自動車で四十
分以上かかるようなところの南のほうと一緒に消
防組合をつくるというのは意味がないじゃない

か、かえって問題があるじゃないか、広域市町村
圏という名前であえてつくったところに問題があ
るのだ、ということでありますから、ひとつ十分
御調査いただきたい。こういうやり方は、行政区
画にこだわっての、いわば消防の実態を忘れたや
り方ではないのかというふうに言えると思は思
うのでありまして、ひとつこんなことにならないよ
うにしてもらいたい。隣接したところは組合が違
つても相互応援協定ができるわけでありませ
うが、四十分も離れたところが、一つの広域圏だ
から一つの組合でなければならぬ、支部をもうけ
るからよろしいのだということにならないわけ
です。十分検討して善処をしていただきたい。

以上であります。

○降失政府委員 私たち、常備化を進める場合に、当然、消防活動上支障のないような計画のもとに進めなければいけません。そういう見地から、この問題につきまして、計画をつくり、漸次常備化を推進していくということでありますが、ただ、この場合、いまありましたお話しのように、強制をするというようなかっこうでこれを推進することは決して適当ではありませんので、私たちは、地元の考え方を土台にしてサゼスチョンを

○大野委員長　これより討論を行なうのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○大野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長　上村千一郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び門司亮君から、四派共同をもつて、ただいま議決いたしました法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本勸議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。上村千一郎君。

○上村委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、消防法等の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていたきます。

消防法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議（案）

政府は、最近における火災その他の災害の事態にかんがみ、消防体制の近代化と消防力の充実強化をはかるため、左の諸点につき、すみやかにその実現を期すべきである。

一 過密都市における新しい都市災害に対処するため、高層建築物とくに複合用途建築物、地下街その他不特定多数の人を収容する施設に

なお、これらの措置を推進するため、融
資、税制および損害保険料率の引き下げについ
て、特段の優遇措置を検討すること。

二 大震災対策、林野火災対策、高層建築
物・地下街火災対策とくに煙対策、危険物火

に、これらを研究開発するための消防研究所

三 交通事故をはじめとする各種災害の増大に
対処するため、救急業務体制の整備充実とく
に市町村間における共同処理方式の推進をは
かるとともに、これに伴う救急医療体制の整
備を促進すること。

四 火薬類その他の危険物品の輸送途中の事故を防止するため、陸上交通体系において安全対策を検討し、消防機関として常時対処できる体制を推進すること。

五 消防職員および消防団員の給与、報酬、手当等の増額、公務災害補償、退職報償の改善

等より一層の処遇改善を進め、その土壌の高揚に努めること。

六 消防財源の充実強化をはかるため、市町村自主財源の増強、化学事、はしご車、ヘリコ

プター等の科学消防施設および消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の普通消防施設の整備に要する国庫補助金の大幅な増額並びに起債枠の拡大等について特段の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆さま方の御賛同をお願いいたします。

○大野委員長 本動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、上村千一郎君
外三名提出の動議のごとく附帯決議を付すること
に決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、
この際、これを許します。渡海自治大臣。

○渡海国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、
御趣旨を十分に尊重し、今後その実現に努
力をしてまいりたいと存じます。

○大野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員
会報告書の作成等につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 この際、一言ごあいさつ申し上げ
ます。

昨年十二月二十九日に召集されました全国会
も、本日をもって終了することになりました。

百七十一日の会期の間、本委員会の運営につぎ
まして、理事各位はもとよりのこと、委員各位の
絶大なる御支援と御協力を賜わり、関係案件の審
議をすべて議了いたしましたことを深く感謝し、
厚く御礼申し上げます。

簡単ながら、ごあいさついたします。(拍手)
本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会